

## 民鉄事業環境会計ガイドライン Q&A集

このQ&A集は、民鉄事業環境会計ガイドライン（2008年版）を読み解き、あるいは自社の環境会計への取組の参考とする際に発生すると思われる基本的な疑問について、わかりやすく回答したものである。

### 1. 環境会計の目的と取組方

#### Q 1. 民鉄事業環境会計ガイドラインを策定する必要性とは？

**A 1.** 民鉄事業環境会計ガイドラインの策定趣旨は、各社の環境への取組の目的適合性・信頼性を高めるとともに、他の交通機関に比べて環境負荷の少ない鉄道の利用促進を各社が一体になってアピールしていくことである。そもそも、環境会計は、基本的には各社が自主的に策定・公表するものであり、策定方法の概略は環境省ガイドラインで示されているが、同ガイドラインは全業種共通のものであり、投資項目等、鉄道事業としての独自の項目については各社の判断に基づき比較的自由に策定できる。従って、民鉄事業の特性を踏まえたガイドラインを策定することにより、その中立性において、第三者からの信頼を得ることが可能となる。

#### Q 2. 民鉄事業環境会計ガイドラインは強制力を持つのか？

**A 2.** 民鉄事業環境会計ガイドラインは基本的に強制力を持つものではない。各社においては、環境会計に取り組む際には本ガイドラインに準拠して集計を行うことが、信頼性・中立性の面からも望ましい。

#### Q 3. 民鉄事業環境会計ガイドラインは継続的に見直しを行っていくのか？

**A 3.** 民鉄事業環境会計ガイドライン（2008年版）は、同ガイドライン（2003年版）が策定された後の、環境省ガイドラインの改訂や民鉄事業各社の環境会計の進展などを踏まえ見直したものである。今後も、環境省や業界・社会動向を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを実施していく予定である。

**Q 4. 環境会計情報を社内的にどのように活用すればよいのか？**

**A 4.** 集計、開示された環境会計情報は、外部公表用としての役割のほか、社内に自社の環境保全活動を周知、理解させるための手段として活用できる。さらには、コスト及び効果の継続的な把握により、自社の環境活動の有効性や効率性を吟味し、環境経営の改善に活かすためのツールともなり得る。

詳細な内部管理に活かす場合は、各社の管理目的や管理対象、各社におかれた状況などに応じて様々な場合が考えられ、外部公表用として整理された環境会計情報をそのまま各社の内部利用に活用することは難しく、その利用目的に応じて、たとえば各社の業務管理単位にそって環境会計情報を集計する必要があると考えられる。また、本ガイドラインで定義される環境会計情報に限らず、様々な経営情報と組み合わせることにより、より有効な情報となることが考えられる。

環境会計情報の内部利用については、内部利用の管理目的に応じて必要な情報を明確に設定し、その目的に沿った情報の整理・収集をしていくことが必要となる。

**Q 5. 今後、「環境に優しい物」としての資材を購入していくことになるが、そうすると、「通常の投資＝環境投資」となり、あえて環境会計で認識する必要がなくなるのではないか？**

**A 5.** 環境配慮の資材が主流となれば、それが「環境投資」から「通常の投資」となるのは、当然の流れである。従って、本ガイドライン中の「特定項目」についても、民鉄業界において業界標準となり、環境未配慮のケースが有り得なくなった項目については除外し、一方で、新たに業界で取組の始まった項目を織り込むといった見直しを適宜行っていく必要がある。

**Q 6. 本ガイドライン中、「自社独自の考え方に基づく」場合について、各社はどのような基準を持てば良いか？**

**A 6.** これまでの自社での慣行などからの確固たる根拠に基づき、明確にその集計方法が明記されているものであれば、各社独自の判断基準を用いる部分があっても問題はない。

## 2. 対象業務範囲

**Q7. 各社においては、バス事業や不動産事業等を直営としている場合が多いのが実状であるため、環境会計においても全社あるいは連結ベースで取組む必要があるのではないか？**

**A7.** 本ガイドラインにおいては、その性格上、鉄道事業を対象としている。しかし、実際に各社から公表されている環境会計情報では、事業活動を反映して鉄道事業以外の各事業を含め、企業一体として、あるいは複数の企業を含めた形で集計している場合も見受けられる。

環境省ガイドラインでは、環境会計の集計範囲は連結ベースを基本とし、状況によって、企業単体あるいは事業所単位といった範囲での集計もありうるとしている。鉄道事業分野の環境会計の作成に際しては本ガイドラインを参考としつつ、企業あるいは企業グループとしては、環境会計の作成の熟度に応じて、他の分野についても含めた形で作成されていくことが想定される。

### 3. 環境保全コスト

**Q 8. 環境保全活動の推進に関わる人件費に、各部担当者の人件費等も含まれるのか？**

**A 8.** 環境セミナー参加者等を含め、環境活動に関係する人件費は把握できるもの全てを計上することができる。しかしながら、人件費の把握は煩雑な場合もあるため、環境会計の発展の過程においては、計上の是非については各社の判断によるところが実際である。

**Q 9. 減価償却費についてはどのように考えればよいか？また、過去に取得した資産は対象となるのか？**

**A 9.** 集計起算年度・償却期間・算出方法等に関する減価償却対象資産の認識は、原則として各社の財務会計基準に準ずるものとし、その詳細は各社の規定によるものとする。従って、環境会計導入各社においては対応方が分かれているのが現状であり、今後も継続して議論されるべき課題である。

**Q10. 修繕費・保守費・環境保全設備に関わる維持費等については、環境保全コストとして認識して良いか？**

**A10.** 過去に取得したものを含め、環境保全のための既設設備のランニングコスト等については、把握できるものに関して計上を行うこととする。

**Q11. 本ガイドライン中、環境保全コストの特定項目についてはどのような基準で記載されているのか？**

**A11.** 特定項目については、民鉄事業の特性に照らし、その発生頻度・発生コスト額の大きさ・環境上の重要度等を考慮した上で現時点での主要な環境保全コスト項目を抽出したものである。

**Q12. 環境保全コスト算定フローチャートにおいて、「代替設備投資額との差額がとれる」場合、差額を集計するが、一般的に差額は少額となり、次のような問題が生じないか？**

- ①「代替設備投資額との差額がとれない」と判断するだけで、投資額の75%（あるいは50%）という高率を計上できる。
- ②「環境保全目的を除いた代替設備がある」にも関わらず「環境保全目的を除いた代替設備がない」場合の50%（あるいは25%）よりも少額になるケースが大半になる。

**A12.** 差額集計で算出したコストと按分集計で算出したコストでは乖離があり、按分集計で算出した方が金額が大きくなる傾向がある。全てのコストを直接識別できたり、差額集計で算出できるわけではないため、複合コストから環境保全コストを算出するにあたっては、フローチャートを使って按分比率を決定する方法が合理的かつ理解を得やすいということで採用した。

**Q13. 特定項目の「按分比率」についてはどのように考えればよいか？**

**A13.** 環境保全コストを直接識別できない場合（複合コスト）は、特定項目総括表に記載された項目についてはその内容に基づき算定し、記載のない項目についてはフローチャートに従って割合を導き出すことが可能である。なお、フローチャートに記載された比率は簡便性、理解の容易性の観点から25, 50, 75%と設定しているが、各社の実態に合わせて独自に設定することも考えられる。

なお、特定項目総括表の環境保全目的に複数の目的があげられている場合は、各社の実態や判断に基づき、①もっとも高い目的のコストとして計上する、②複数の目的の比率を想定してさらに按分して計上する、などの方法を取ることが考えられる。

**Q14. モーダルシフトとしてバリアフリー化及びパーク&ライドを、営業関係としてICカードシステムを項目にあげた経緯は？**

**A14.** モーダルシフトは、地球温暖化防止及び公害防止に効果があると判断して記載した。また、ICカードシステムについては、磁気カードからの移行及び駅務機器の機械駆動減少により、産業廃棄物の減少及び省エネルギーに効果があると判断して記載した。

**Q15. 連続立体交差事業や鉄道駅総合改善事業等、補助事業で整備した施設についてはどのように環境保全コストを計上すれば良いか？**

**A15.** 事業にかかった環境保全コスト総額、あるいは自社が支出したコストとともに、国等から交付された補助金を明記することが考えられる。これにより、環境会計情報の読者により正確な情報を伝達することができると思う。

**Q16. 施工期間が複数年にまたがる工事の場合は、どの時点をもって環境会計に反映させるのか？（キャッシュベースか？精算ベースか？）**

**A16.** 施工期間が複数年にまたがる場合は、施工された設備、機器等が事業のように供した時（工事竣工時）をもって計上する。

**Q17. 環境保全対策分野に応じた環境保全コストの分類はどのようにあつかえばよいのか？**

**A17.** 環境保全対策分野に応じた環境保全コスト分類を開示するにあたっては、環境省ガイドラインの開示様式にあるように、比較可能性の観点から、事業活動に応じた分類と併記して開示することが望まれる。

## 4. 環境保全効果

**Q18. 環境保全効果計上項目例として提示された項目はどのような判断で抽出されたのか。**

**A18.** 現在、民鉄事業者から公表されている環境会計の実態や、環境保全効果として今後掲載すべきと思われる項目の観点から抽出を行っている。  
なお、各社の判断によって、例としてあげた以外の環境保全効果を計上することも考えられる。また、今後の社会的動向や事業活動の状況などに応じて、今後も適宜見直していくことが考えられる。

**Q19. 事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果の算出にあたり、他の輸送機関から鉄道への転移量をどのように把握すればよいか。**

**A19.** 事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果の算出の根拠となる、他の輸送機関から鉄道への転移量については、精緻に把握することは難しいが、転移に寄与する対策において、サンプリング調査やアンケートの実施などによる実態調査等を踏まえ、推計することが可能と考えられる。

**Q20. 投資による効果の発現期間はどのように設定すべきか？**

**A20.** 投資による効果を継続的に把握する場合は、当該投資の減価償却期間と整合させることが望ましい。しかしながら、設備により耐用年数が異なり、一件ごとを減価償却期間と整合させることが困難な場合は、効果の発現期間として一定の合理的な年数を設定したり、効果を認識した年度のみに限って効果を計上したりすることも考えられる。  
いずれにしても、投資効果の発現期間と設定の考え方については、注記することが必要である。

**Q21. 環境保全効果を算定する場合、基準期間として、前期以外の期間を基準とすることがありうるか？**

**A21.** 前期以外の基準期間としては、特定の環境保全活動を開始した時点を採用することが考えられる。しかし、企業によって時点が異なることにより、比較可能性が確保されなくなることが課題として挙げられる。また、前年以外を基準とした環境保全効果は、その基準期間から当期までに実施した環境保全対策に対応する効果であり、当期の環境保全コストと対応しないこととなる。さらに、環境負荷を継続的に低減していく観点からは、基準期間を前年にするのが望ましいと考えられる。

このような観点から、基準期間を前期以外とする場合は、前期との比較による環境保全効果も併記することが望ましいと考えられる。

## **5. 環境保全対策に伴う経済効果**

**Q22. 環境保全効果の経済価値評価については、どのように考えればよいか？**

**A22.** 環境保全効果の経済価値評価は、物量単位による環境負荷を、一定の条件のもとに貨幣単位に置き換えて、評価するものである。この目的には主に、環境保全コストと同一の単位で表現することで、コストに対する効果の評価をある面で行いやすくすること、複数の異なる環境保全効果を単一指標で表現することで、統合化が図れることの二点が挙げられ、社内での経営上の評価などへの利用が期待されるものである。

しかしながら、環境保全効果の経済価値評価手法は、様々な研究がなされているものの、現段階では未だ途上にあり、社会一般に認知された統一的な手法があるものではない。従って、環境保全効果の経済価値評価結果を取り扱うにあたっては、その前提条件や根拠、採用した評価手法の特徴と限界等を注記するなどして、利害関係者の判断に誤りが生じないような配慮が必要となる。

## 6. その他

**Q23.** 環境省から新たに公表された「環境報告ガイドライン 2007年版」では、新たな環境指標として、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用状況を示す情報・指標が取り上げられたが、これらについての環境保全効果はどの分類にあたるのか？

**A23.** 生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用を考慮した取組としては、里山活動や法面の生態系調査等が考えられる。これらの取組を環境保全効果として示すのであれば「その他の環境保全効果」に分類することができる。

以 上